

東海旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券運送約款の一部改正（TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者の追加等に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(TOICA乗車券の失効)</p> <p>第14条 カードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はTOICA定期券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合にはTOICA乗車券は失効します。</p> <p>2 前項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(TOICA乗車券の失効)</p> <p>第14条 カードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はTOICA定期券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合にはTOICA乗車券は失効します。<u>ただし、当社が特に認めた場合は、失効しないものとします。</u></p> <p>2 前項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。</p> <p>(中略)</p>
<p>(TOICA定期券の払いもどし)</p> <p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これをTOICA定期券の払いもどしを行う駅に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人（小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。</p> <p>(1) 券面に表示された有効期間開始前に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払った定期旅客運賃及びSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）を払いもどします。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前各項にかかわらず、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があつた場合は、第28条を準用します。</p>	<p>(TOICA定期券の払いもどし)</p> <p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これをTOICA定期券の払いもどしを行う駅に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人（小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。</p> <p>(1) 券面に表示された有効期間開始前に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払った定期旅客運賃及びSF残額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額。以下本条において同じ。）を払いもどします。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前各項にかかわらず、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に<u>TOICA定期券の</u>払いもどしの請求があつた場合は、第28条を準用します。<u>ただし、第28条の規定にかかわらず、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人（小児用TOICA定期券にあつては、記名人本人又は代理人）であることを</u></p>

現行		改正	
5 TOICA定期券の払いもどしを行う駅は当社が別に定めます。		5 TOICA定期券の払いもどしを行う駅は当社が別に定めます。	
(以下略)		(以下略)	
別表第5 (第44条) TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第5 (第44条) TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社 (中略)、仙台空港鉄道株式会社、埼玉新都市交通株式会社 (中略)、豊橋鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社 (中略)、北神急行電鉄株式会社、西日本旅客鉄道株式会社 (中略)、北九州高速鉄道株式会社	鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社 (中略)、仙台空港鉄道株式会社、 <u>仙台市交通局</u> 、埼玉新都市交通株式会社 (中略)、豊橋鉄道株式会社、 <u>愛知高速交通株式会社</u> 、京阪電気鉄道株式会社 (中略)、北神急行電鉄株式会社、 <u>叡山電鉄株式会社</u> 、西日本旅客鉄道株式会社 (中略)、北九州高速鉄道株式会社、 <u>熊本電気鉄道株式会社</u>
バス事業者	伊豆箱根バス株式会社 (中略)、京成バス株式会社、千葉中央バス株式会社 (中略)、東京空港交通株式会社、東京都交通局 (中略)、日東交通株式会社、箱根登山バス株式会社 (中略)、新潟交通株式会社、名古屋市交通局、名鉄バス株式会社、名鉄バス中部株式会社、大阪市交通局 (中略)、京都バス株式会社、西日本鉄道株式会社 (中略)、宮崎交通株式会社	バス事業者	伊豆箱根バス株式会社 (中略)、京成バス株式会社、 <u>成田空港交通株式会社</u> 、千葉中央バス株式会社 (中略)、東京空港交通株式会社、 <u>株式会社リムジン・パッセンジャーサービス</u> 、東京都交通局 (中略)、日東交通株式会社、 <u>館山日東バス株式会社</u> 、 <u>鴨川日東バス株式会社</u> 、箱根登山バス株式会社 (中略)、新潟交通株式会社、 <u>仙台市交通局</u> 、 <u>宮城交通株式会社</u> 、名古屋市交通局、 <u>名古屋ガイドウェイバス株式会社</u> 、名鉄バス株式会社、名鉄バス中部株式会社、 <u>豊栄交通株式会社</u> 、 <u>株式会社オーワ</u> 、大阪市交通局 (中略)、京都バス株式会社、 <u>神姫バス株式会社</u> 、 <u>神姫ゾーンバス株式会社</u> 、 <u>神姫グリーンバス株式会社</u> 、 <u>株式会社ウエスト神姫</u> 、 <u>阪急バス株式会社</u> 、 <u>阪急田園バス株式会社</u> 、 <u>神鉄バス株式会社</u> 、 <u>大阪空港交通株式会社</u> 、 <u>奈良交通株式会社</u> 、 <u>エヌシーバス株式会社</u> 、 <u>京阪バス株式会社</u> 、 <u>京阪京都交通株式会社</u> 、 <u>京都京阪バス株式会社</u> 、 <u>江若交通株式会社</u> 、 <u>阪神バス株式会社</u> 、 <u>尼崎交通事業振興株式会社</u> 、 <u>南</u>

現行		改正	
			<a href="#">海ウイングバス南部株式会社</a> 、 <a href="#">三重交通株式会社</a> 、 <a href="#">三交伊勢志摩交通株式会社</a> 、 <a href="#">三重急行自動車株式会社</a> 、 <a href="#">八風バス株式会社</a> 、 <a href="#">西日本鉄道株式会社</a> （中略）、 <a href="#">宮崎交通株式会社</a> 、 <a href="#">九州産交バス株式会社</a> 、 <a href="#">産交バス株式会社</a> 、 <a href="#">熊本電気鉄道株式会社</a> 、 <a href="#">熊本バス株式会社</a> 、 <a href="#">熊本都市バス株式会社</a>

#### 附則

この通達は、平成28年3月26日から施行する。ただし、名古屋ガイドウェイバス株式会社に係る改正については、平成25年3月23日から適用する。また、愛知高速交通株式会社に係る改正については、平成28年3月12日、叡山電鉄株式会社、成田空港交通株式会社及び株式会社リムジン・パッセンジャーサービスに係る改正については、平成28年3月16日、館山日東バス株式会社及び鴨川日東バス株式会社に係る改正については、平成28年3月19日、熊本電気鉄道株式会社、九州産交バス株式会社、産交バス株式会社、熊本電気鉄道株式会社、熊本バス株式会社及び熊本都市バス株式会社に係る改正については、平成28年3月23日、豊栄交通株式会社、株式会社オーワ、神姫バス株式会社、神姫ゾーンバス株式会社、神姫グリーンバス株式会社、株式会社ウエスト神姫、阪急バス株式会社、阪急田園バス株式会社、神鉄バス株式会社、大阪空港交通株式会社、奈良交通株式会社、エヌシーバス株式会社、京阪バス株式会社、京阪京都交通株式会社、京都京阪バス株式会社、江若交通株式会社、阪神バス株式会社、尼崎交通事業振興株式会社、南海ウイングバス南部株式会社、三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社、三重急行自動車株式会社及び八風バス株式会社に係る改正については、平成28年4月1日から施行する。